

消防職員の団結権のあり方に関する検討会（第 1 回） 議事概要

1 日時

平成 22 年 1 月 22 日(金) 14:00～16:00

2 場所

中央合同庁舎 2 号館 11 階第 3 特別会議室

3 出席者（50 音順、敬称略）

小川 淳也（座長）、青山 佳世、岡本 博、川田 弘二、吉川 肇子、
木村 裕士、迫 大助、下井 康史、辻 琢也、人羅 格、三浦 孝一

4 議事次第

（1）開会

（2）委員紹介

（3）議事の運営について

（4）議事

①消防行政の概要について

②消防職員の団結権に関するこれまでの経緯について

③その他

（5）今後のスケジュール等について

（6）閉会

5 議事の経過

- 冒頭、小川総務大臣政務官の挨拶の後、委員の紹介が行われた。
- 座長の指名により、辻琢也委員が座長代理に選任された。
- 検討会の運営について、原則公開とし、会議終了後、総務省ホームページにおいて議事要旨及び議事録の公表を行うこと並びに委員欠席の場合には、書面による意見陳述を認めることなどが決定された。
- 事務局から、消防行政の概要及び消防職員の団結権に関するこれまでの経緯について説明が行われた。
- 事務局からの説明後、今後の検討会の進め方、論点、検討課題等についてフリーディスカッションが行われた。委員の主な意見は次のとおり。
 - ・ ILOからもずっと消防職員に団結権付与すべしとの勧告が続いている。国際社会の中での地位を考えると答えは出てくるのではないか。

- ・ 消防職員委員会制度は、当面の合意であったとの認識である。
 - ・ 消防の実態としては、基本的には、隊長以下の部隊で活動しており、部隊内の信頼関係が崩れると大変なことになる。団結権が与えられることで部隊活動に与える影響をしっかりと検証すべきではないか。
 - ・ 団結権を付与することは、消防職員の安全を守ることにつながるのではないか。
 - ・ 消防職員の中でも、団結権のあり方はあまり課題として認識されていないのではないか。
 - ・ 消防職員は大変意識高く働いておられているが、万が一のことが起これば大きな損失であるので、今回の議論を住民にどういう形で説明するのかという視点が重要ではないか。
 - ・ 団結権を付与する場合、現場にどういう影響を与えるのか整理する必要があるのではないか。
 - ・ 外国の消防組織や団結権の状況等についても調査する必要があるのではないか。
 - ・ 労働者が団結権を有し、交渉するのは、近代労働法制の基本的なインフラであり、いわば万人に付された基本的な人権である。その上で公共の要請から制約される部分もあり、その部分を理詰めで議論していかないといけない。
- 検討会の今後の進め方については、次回、さらに検討課題等について議論した上で、現場の視察、ヒアリング等を行い、秋頃を目途に検討結果のとりまとめを行うこととされた。
- 次回の検討会の開催については、2月下旬を予定し、日程調整を行うこととされた。

以 上

文責：消防職員の団結権のあり方に関する検討会事務局

(総務省自治行政局公務員部公務員課、消防庁消防・救急課)